2007年　　月　　日

埼玉県教育長　島村和男様

養護学校放課後児童クラブのために
特別支援学校の施設・敷地の利用を求める陳情書

【陳情団体】
埼玉県学童保育連絡協議会　会長　薄井俊二
同　加盟障害児学童保育25クラブ一同
障害児学童保育室バナナキッズ　代表　若狭千代子

（連絡先）　埼玉県学童保育連絡協議会
さいたま市大宮区桜木町４－1005
☎048(644)1571　FAX (644)1572

【陳情趣旨】

日頃より特別支援学校の児童生徒の成長・発達のためにご尽力いただき、ありがとうございます。

養護学校放課後児童クラブ（障害児学童保育）は、特別支援学校（養護学校）等の障害児の放課後及び夏休みなどに生き生きとした生活を保障し、併せて、その障害児の親の就労やレスパイトを支援する事業です。全国的にはこの事業に対する制度・施策がないなかで、埼玉県が、全国に先駆けて1988年に「養護学校放課後児童対策事業」として立ち上げたものです。1984年に本庄養護学校に対応する障害児学童保育「大きな樹」から始まり、今日では27クラブに約500人の児童生徒が通っており（特別支援教育学校35校と単純比で77%）、なくてはならない施設となっています。

その意味で９月定例県議会において貴殿が、「特別支援学校に通う子どもたちの放課後児童クラブは、生活リズムを確立し、異なる学年の仲間と触れあうことによって、児童生徒の発達にも大きな役割を果たしていると認識をしております」と答弁されたことに私たちは、大変励まされました。

養護学校放課後児童クラブの運営は、保護者会ないし保護者を主体としたＮＰＯ法人等が行っており、運営費に対しての県・市町村の支援はありますが、施設については、３ヶ所が市が提供する公的施設を使用している以外は、民家借家、単独で建てるなど保護者の負担となっています。養護学校の児童生徒のための放課後児童クラブであることを考えれば、養護学校内に専用施設ないし活動場所があるというのが自然だと考えます。実際に県内の通常の小学校の放課後児童クラブ（学童保育）は、834ヶ所のうち446ヶ所、実に53.4%が小学校の余裕教室ないし敷地内にあります（※2007年５月付け厚生労働省調査）。養護学校放課後児童クラブについても、秋田県・島根県・熊本県等では養護学校内の施設を活動の場として提供しています。

つきましては、特別支援学校の施設・敷地等を養護学校放課後児童クラブの専用施設ないし活動場所として提供することなど、以下について要望します。

【陳情内容】

１．県南部地域養護学校（仮称）の新設に際し、養護学校放課後児童クラブを学校教室内ないし敷地内に設置して下さい。
そのために、関係者（上尾養護学校バナナキッズ保護者・指導員等）の意見を聞く場を設ける、また関係者が学校の設計段階から関われるなどして下さい。

２．他の特別支援学校についても、当該養護学校放課後児童クラブからの要望にもとづいて、学校施設ないし敷地を、放課後児童クラブの専用施設ないし活動場所として活用できるようにして下さい。

３．特別支援学校と放課後児童クラブが、児童の支援や学校施設等の利用促進について、懇談の場を設けるなどして、より緊密な連携が図れるようにして下さい。

氏　　名	住　　所

【署名送付先】埼玉県学童保育連絡協議会　〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-1005
【〆切】第１次＝11月15日（※極力ここまでに集めてください）　第２次＝12月10日